

・ 認定基準とは

初診日から1年6ヵ月たった日、または1年6ヵ月たたない間に治った（症状が固定した）日、あるいは請求日現在において、一定以上の障害に該当しているか判断するための基準のことです。

障害年金1級、2級、3級、障害手当金の4つのいずれかに該当しているかどうかによって支給・不支給の判断が行われます。

共通の基準である障害の程度は法律で定められています。なお、障害の程度は、障害の種類ごとに設けられた基準も含めて判断されます。

《障害の程度》

1 級	・「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとする。
2 級	・「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。
3 級	・「労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。
障害手当金	・「傷病が治ったもの」であって、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとする。